

平成 27 年 度

大 阪 市 水 道 事 業 会 計 予 算 書

平成27年度大阪市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成27年度大阪市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 世 帯 数	1,542,000 世帯
(2) 年 間 総 給 水 量	422,311,000 立方メートル
(3) 1 日 平 均 給 水 量	1,153,855 立方メートル
(4) 主 要 事 業 の 概 要	
淨水施設整備事業	3,392,758 千円
配水管整備事業	15,646,882 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	千円 70,581,433
第1項 営業収益	67,138,331 千円
第2項 営業外収益	2,238,629
第3項 特別利益	1,204,473
支 出	
第1款 水道事業費用	千円 61,160,711
第1項 営業費用	54,670,036 千円
第2項 営業外費用	6,430,675
第3項 予備費	60,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 27,015,743千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,601,055千円、建設改良積立金 3,600,000千円及び損益勘定留保資金 21,814,688千円で補てんするものとする。）。

		収 入	
第1款	資 本 的 収 入		千円 11,800,372
第1項	企 業 債	1,000,000	千円
第2項	補 助 金	66,577	
第3項	固定資産売却代金	42,668	
第4項	工 事 負 担 金	673,223	
第5項	分 担 金	78,360	
第6項	貸 付 金 返 還 金	8,000,000	
第7項	繰 入 金	1,928,552	
第8項	雜 収 入	10,992	
		支 出	
第1款	資 本 的 支 出		千円 38,816,115
第1項	建 設 改 良 費	22,326,558	千円
第2項	償 還 金	16,463,950	
第3項	繰 替 金	10,668	
第4項	雜 支 出	14,939	

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事　　項	期　　間	限　度　額
	平成　年度	千円
淨送水設備整備工事	28～33	12,646,000
配水設備整備工事	28～32	9,650,000
給水装置整備工事	28	1,307,000
事業所整備工事	28	158,000
営業関連運営事業	28～31	789,000
水道情報システム事業	28～31	12,000
桜並木通り抜け運営事業	28	5,000
合　　計		24,567,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限　度　額	起債の方法	利　率	償還の方法
淨配水設備改良事業	1,000,000 千円	普通貸借又は 証券発行（他の 地方公共団 体との共同發 行を含む。）。	年9.5%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入れる 資金について、 利率の見直し を行った後に おいては、當 該見直し後の 利率)	起債年度の翌年度か ら据置期間を含め、 40年以内に償還する。 ただし、本期間に 未償還額の範囲内に おいて借り替えるこ とができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 水道事業助成のため、一般会計から、この会計へ補助を受ける金額は、64,359千円である。

(貯蔵品購入限度額)

第10条 貯蔵品の購入限度額は、1,900,000千円と定める。

平成27年2月24日提出

大阪市長 橋下徹